

議案 142 号「令和 8 年度大阪市一般会計補正予算（第 3 回）」に対する附帯決議

大阪社会医療センターにおける無料低額診療等の継続に係る補正予算の執行に当たっては、次の事項に十分留意されたい。

1. 本補正予算による補助は、あいりん地域における無料低額診療等を継続するための緊急かつ暫定的な措置であることを踏まえ、補助対象経費、算定根拠及び対象期間を明らかにするとともに、再度の追加補正が必要とならないよう、その執行状況を速やかに議会に報告すること。
2. 医療機能の継続提供を前提に、あらゆる手法を視野に入れつつ、事業譲渡等の完了を検討している令和 10 年 3 月末までの間は、法人の経営及び人員の見通しについて、市は月次モニタリングを行い予定通り進捗するよう、これまで以上の関与及び監督の強化を図ること。
3. 公費の投入に見合う効果が検証できるよう、補助金の交付に当たっては達成すべき成果指標を定め、令和 10 年 3 月まで年度ごとに実績を評価して公表するとともに、同センターにおける今後の無料低額診療等の支援体制を抜本的に検討すること。